

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 平成29年6月29日（木）午前10時～午後0時31分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、奥委員、小林委員、小堀委員、齋藤委員、佐々木委員、谷川委員、寺島委員、西川委員、平林委員、藤倉委員、森川委員

■議事内容

1 答申

「豊海地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・江戸川清掃工場建替事業	平成 29 年 5 月 29 日
2 事後調査報告書	・大日本印刷市谷工場整備事業（Ⅱ期工事の施行中その3）	平成 29 年 5 月 22 日
	・（仮称）港区芝浦一丁目計画（工事の完了後）	平成 29 年 5 月 31 日
	・首都高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業（工事の完了後その1）	平成 29 年 6 月 16 日
	・（仮称）虎ノ門2-10 計画建設事業（工事の施行中その1）	平成 29 年 5 月 15 日
3 変 更 届	・芳村石産株式会社採掘区域拡張事業	平成 29 年 6 月 14 日
	・株式会社村尾組 成木工場採石拡張事業	平成 29 年 6 月 19 日
4 着 工 届	・新可燃ごみ処理施設整備事業	平成 29 年 4 月 26 日
	・勝どき東地区第一種市街地再開発事業	平成 29 年 6 月 13 日
	・町田市資源循環型施設整備事業	平成 29 年 6 月 13 日
5 完 了 届	・是政橋及び関連道路建設事業	平成 29 年 5 月 23 日
	・東京急行電鉄東横線（渋谷駅～代官山駅間）地下化事業	平成 29 年 5 月 29 日

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会
速 記 録

平成29年6月29日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは定刻になりましたので、審議会のほう、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち16名の御出席をいただいておりますので定足数を満たしております。

皆様にお謝りしなければいけないのですが、手続が遅くなっておりましてけれども、本日も、机上のほうに本審議会委員の委嘱に関する発令通知書につきましてお配りをさせていただいております。

本来ならばお一人お一人にお渡しすべきところでございますが、よろしく御了承をお願いいたします。

それでは、平成29年度第4回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○柳審議会会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入場)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了され次第、退室されても結構です。

ただいまから、平成29年度東京都環境影響評価審議会第4回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように答申1件に係る審議を行った後、受理報告及びその他となっております。

それでは、最初に「豊海地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議をしていただきましたので、その審議結果について町田第一部会長から報告を受けることといたします。

それでは、町田部会長、よろしくをお願いいたします。

○町田第一部会長 承知しました。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。お願い

します。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。

それでは、資料1をご覧ください。

平成29年6月29日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「豊海地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

次のページをご覧ください。別紙です。

「豊海地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成29年1月26日に「豊海地区第一種市街地再開発事業環境影響評価書案」（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の予測において、最大着地濃度出現地点では、本

事業による付加率が高い上に、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するもののこれらの数値が高く、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、建設機械の稼働に当たっては、防音シートを設置するなどの環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

風洞実験により求められた風速比に対して、ガストファクターを設定し、日最大瞬間風速の超過確率を算出しているが、設定したガストファクターの数値や算出根拠等が不明確であることから、これらについて明らかにすること。

審議経過については、次の付表のとおりでございます。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成29年1月26日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から4件の意見書の提出がありました。

また、関係区長である中央区長及び港区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、中央区豊海町及び勝どき六丁目に位置する約2haの計画地において、住宅及び店舗等の建築物の新築を行うものであり、対象事業の種類は住宅団地の新設及び高層建築物の新設でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の予測において、最大着地濃度地点では、付加率が高く、また、隣接して教育施設が存在することから、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討することを求めるものでございます。

次に【騒音・振動】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、また、隣接して教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全措置を徹底することを求めるものでございます。

最後に【風環境】の意見ですが、風洞実験により求められた風速比に対し、ガストファクターを設定し、日最大瞬間風速の超過確率を算出しておりますが、設定したガストファクターの数値等が不明確であることから、これらについて明らかにすることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○柳審議会会長 それでは、答申書の読み上げをお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

平成29年6月29日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「豊海地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

平成29年1月26日付28環総政第905号（諮問第467号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

意見については、先ほどと同じでございますので省略をさせていただきます。

以上です。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

次に、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御説明さしあげます。

まず、本日の資料5ページ、資料2をご覧ください。

今回の受理報告につきましては、環境影響評価調査計画書が1件、事後調査報告書が4件、変更届が2件、着工届が3件、完了届が2件、受理しております。

それでは、受理報告につきましては担当から御説明をさせていただきます。

最初に環境影響評価調査計画書を御説明したいと思います。

皆様のお手元の、肌色というのでしょうか。豊海とちょっと似たような色なのですが、こちらの図書を使って説明させていただきます。

「江戸川清掃工場建替事業」ということで、こちらは第二部会のほうにお願いをしているところでございます。

それでは、こちらの図書の1ページをお開きください。

事業者につきましては、東京二十三区清掃一部事務組合になります。

事業の名称は江戸川清掃工場建替事業、事業の種類は廃棄物処理施設の設置となります。

対象事業の概略でございますけれども、現在ある江戸川清掃工場は平成9年度に竣工しておりますけれども、こちらの清掃工場を建て替える事業でございます。

所在地につきましては東京都江戸川区江戸川二丁目10番地、面積につきましては約28,000

m²、工事着工年度につきましては平成32年度を予定してございます。

工場の稼働年度は平成38年度を予定してございます。

処理能力につきましては、可燃ごみを焼却しますけれども、日量300t処理できる炉が2基ありまして、合計600tの能力を有してございます。この能力につきましては既存の工場と同じ能力でございます。

主な建築物等につきましては工場棟と煙突に分かれますけれども、工場棟につきましては鉄骨鉄筋コンクリート造で、高さが約26mでございます。煙突につきましては、外筒は鉄筋コンクリート造、内筒はステンレス製となります。高さについては約150mでございます。

3ページをお開きください。対象事業の位置になります。

ちょっと分かりづらいのですが、こちらの地図の中央、南寄りのところに、小さく斜線で囲ってあるところが計画地になります。

計画地につきましては、住所は先ほど申しましたとおり江戸川区江戸川でございまして、計画地の南側に旧江戸川が流れてございます。

旧江戸川の対岸につきましては千葉県市川市になります。

4ページをお開きください。こちらの図は航空写真でございます。

5ページをご覧ください。対象事業の区域でございます。

図の施設配置につきましては、現在の施設の配置を示してございます。

6ページをご覧ください。

今回の施設計画になりますけれども、既存と建て替え後の施設の比較につきましては、下の表4-1と表4-2に示すとおりでございます。

敷地の地盤ですけれども、既存につきましてはA. P. +2. 5mなのですが、建て替え後はA. P. +4. 1mまでかさ上げする予定でございます。こちらにつきましては、計画地が江戸川区の洪水ハザードマップの浸水が予想される区域となっているため、敷地地盤を1. 6mかさ上げし、浸水水位を上回る地盤面を確保するためでございます。

既存の清掃工場につきましては高さが28. 0mございますけれども、新たに建設する工場棟につきましては高さが26. 4mとしまして、敷地地盤をかさ上げしても、周辺地盤からの高さは既存工場と同様としております。

工場棟の深さでございますけれども、既存工場につきましてはA. P. -13. 5m、建設する新しいものにつきましてはA. P. -14. 4mのところがございます。

先ほども申しましたが、煙突の高さは約150mで、建て替え後も既存も変わりはありません。

ん。

表4-2でございますけれども、建て替え後の施設の建築面積でございますが、工場棟につきましては、現在の工場につきましては約9,500㎡、建て替え後は約12,800㎡になります。

附属施設につきましては、現在の約580㎡が、約400㎡と減少してございます。

合計面積は、約10,080㎡から約13,200㎡に増加いたします。

8ページが、現在建っている施設の配置図でございます。

9ページが、今回の計画の施設計画図でございます。

8ページの工場棟の東側に飛灰搬出設備棟とございますけれども、こちらにつきましては、新しい工場では工場内に設置されるために附属施設の面積が減少いたします。

工場棟の北側には緑地がありますけれども、こちらは公園として一般の方に開放されております。新しい工場におきましても、今と同様に開放していく予定でございます。

11ページと12ページが計画立面図でございます。

13ページが完成予想図でございます。

14ページが設備概要になります。

施設規模、施設処理能力等は既存施設と同規模となっております。

15ページが処理フローとなっております。

18ページをお開きください。

プラント設備の中の（オ）灰処理設備でございますけれども、主灰につきましては、湿潤化によりまして飛散防止処理を行い、コンベアで灰バンカへ移送いたします。ろ過式集じん機等で捕集されました飛灰につきましては、密閉構造のコンベアにより、飛灰貯留槽へ移送いたします。そして、重金属類の溶出を防止するための安定化処理としまして薬剤処理を行いまして、固化物バンカへ移送いたします。

薬剤処理された飛灰処理汚泥につきましては、最終処分場で埋め立てをいたします。

主灰につきましては、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図ることとしてございます。

20ページをご覧ください。緑化計画でございます。

建て替え後の施設では、既存の施設と同様に計画地内の北東側の緩衝緑地と敷地境界部に緑を配置する計画としております。また、新たに屋上緑化と壁面緑化を行う計画といたしております。

計画地の緑化に当たっては、既存樹木を可能な限り利用するとともに、高木や中・低木等

を適切に組み合わせた植栽を行いまして、緑豊かな緩衝緑地と江戸川の河川整備と融合した景観を形成いたしまして、地域環境に溶け込んだ清掃工場として機能することを目指しております。

21ページをご覧ください。工事工程でございます。

工事は平成32年度に着手いたしまして、工事期間は80か月を予定しておりまして、工場の稼働は平成38年度を予定しております。

ちょっと飛びまして、135ページは環境影響評価の項目でございます。

環境影響評価項目の選定手順は下の図に示すとおりでございます。

対象事業の事業計画案の中から、環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討した上で、大気汚染、悪臭、騒音・振動など12項目を選定してございます。

137ページの選定した理由でございますけれども、大気汚染と騒音・振動につきましては、工事の施行中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価としてございます。

工事の完了後につきましては、施設の稼働に伴う煙突排出ガスとごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価としております。

悪臭でございますけれども、工事の完了後におきましては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺的生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目としてございます。

138ページをご覧ください。土壤汚染でございます。

工事の施行中においては、建設工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出されます。そのため、土壤の取り扱いに慎重を期すために、土壤汚染について現況調査を行いまして、予測・評価項目としてございます。

なお、敷地内南側の地下2.0mのところと敷地内の東側地下1.5mのところに、既存の江戸川清掃工場、今の清掃工場を建設したときに発生しました汚染土壤が、厚さ30cmのSMWや厚さ1.5mmの防水シートを内張した鋼矢板で遮水された槽内に封じ込められておりまして、封じ込め槽については、現時点では改変する計画ではございません。

今後、本事業で、この封じ込め槽近辺の土地が改変の対象になった場合につきましては、関係法令に基づきまして適切に対策を講じることとしております。東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせて、その内容についても明らかにしてまいります。

したがって、工事の施行中及び工事の完了後において、有害物質等の流出するおそれはないことから予測・評価の対象としておりません。

139ページを見てください。自然との触れ合い活動の場でございます。

計画地内の緩衝緑地は終日開放され、周辺住民の散策等に広く利用されてございます。

工事の施行中におきましては、計画地内緩衝緑地の整備と施設の解体、建設による利用制限が考えられることから予測・評価としてございます。

また、工事の完了後におきましては、緩衝緑地の整備による変化が考えられることから予測・評価の項目としてございます。

141ページをお開きください。こちらは選定しなかった項目でございます。

選定しなかった項目につきましては、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境及び史跡・文化財の5項目でございます。

選定しなかった理由につきましては、141ページ～142ページにあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの環境影響評価調査計画書の説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

どうぞ、藤倉委員。

○藤倉委員 参考までに教えていただきたいのですが、この江戸川の場合は完全に建て替えになるので、そうすると、今、江戸川工場に入っているごみは、建て替え期間中は周りの工場に分散して持っていくことになるのですか。

○池田アセスメント担当課長 二十三区一組の場合は工場を複数持っておりますので、そこへ分散して持っていくことになります。

○藤倉委員 分かりました。確認でした。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 土壌汚染の関係なのでございますけれども、予測・評価しないということになっていますが、今現在、封じ込めをしている際のモニタリング等はされていて、それが異常値がないので正常に機能している。ですから、そういうことで予測・評価をしないというような論理で行かないと、なかなかこのところは、鋼矢板でやったとしても、その状況というのが20年たって、将来的には30年～40年たつと、いつかの時点では完全でない可能性が出てきます

ので、現在のモニタリング状況等も勘案してというようなことを、少し計画の中に、もしやっているのであれば、そういう文言を入れて、大丈夫なのですよということも少し明確にしておいたほうがよろしいのではないかということを感じとして申し上げたいと思います。

○柳審議会会長 事務局のほう、いかがでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 今の谷川委員のお話ですけれども、モニタリングについては私どもも確認をしておりませんので、そこは確認させていただきます。

今、委員がおっしゃられたように、その辺につきましては、計画書はこれから変更するという話ではないので、評価書案を製作する過程で、その辺の話も含めまして事業者と相談させていただきたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 ちょっと教えていただきたいのですが、施設計画ですが、江戸川区の洪水のハザードマップの浸水が予想されるために地盤を1.6mかさ上げしてということが書いてありますが、かさ上げはどのような方法なのでしょうか。土壌ということではないのかなということと、先ほど土壌汚染のところ、建設発生土が発生し、これは敷地外へ搬出するとなっておりますが、ここら辺がどういう状況なのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 今、小堀委員がおっしゃったように、汚染されているおそれが今の土地の土にはございますので、そこはきちんと分析をして、場外に搬出して適切に処理するということになっております。

こちらのかさ上げの盛り土については、もちろん問題のない土であればそのまま使うと思いますけれども、基本的には盛り土ですので、よそからきれいな土を持ってきて盛り土をするような形になるかと思います。そこら辺は確認をしておりませんので、そこは確認しておきたいと思います。

○柳審議会会長 寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 重箱の隅をつつくようなあれなのですけれども、142ページ目の一番下、史跡・文化財で「埋蔵文化財については、事前に江戸川区教育委員会に相談・照会を行うとともに」と書かれていますけれども、これだとまだ相談していないような文章表記なので、それで相談しない前に、入れないというのはちょっとおかしいのかなと思います。

多分、教育委員会に相談しているのだと思いますけれども、文章として違和感を感じたの

で申し上げさせていただきました。

○柳審議会会長 事務局のほう、いかがですか。

○池田アセスメント担当課長 こちらにつきましては、調査計画書ということで、今後この計画に基づいて江戸川区と調整させていただきたいということですので、評価書のときにももちろん出てくることでありますけれども、書きぶりについては改めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

お二人が手を挙げられました。最初に森川委員から、どうぞ。

○森川委員 手続上のことかもしれないのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、これだけ市川市に隣接していて、立地の場所から考えると、主風向は北西風が多いですね。そうすると、最大濃度が市川市のあたりに出てしまったりするのかなという予測がつくのですけれども、市川市さんとの関係といいますか、こういうのはどのようにされていくのですか。

○池田アセスメント担当課長 調査計画書の193ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらが今回の事業によりまして環境に影響を及ぼすと予想される地域ということで、森川委員がおっしゃるような、基本的には煙突からの排ガスが一番影響が大きいだろうということで、今のところ、1.3kmをその範囲と仮定しています。

こちらにつきましては当然市川市も入っておりますので、事前に市川市さんともお話をさせていただいて、事業者のほうに、こちらの調査計画書とか、あるいは今後、評価書案とかを告示していきますけれども、それにつきましては市川市内の広報にも載りますし、事業者による説明会等も市川市でやるという形で、きちんと影響のある範囲についてもカバーしていく形になってございます。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳審議会会長 藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 まず土壤汚染、先ほど谷川先生からも御指摘があったのですが、112ページを見ますと、現在、計画地内で封じ込められている土壤汚染の封じ込め場所は、土壤汚染対策法の施行前なので要措置区域という、ここにあるぞという、要するに、今、台帳に載っていないようです。

138ページあたりに、今後このあたりを改変することになれば関係法令に基づいて適切にやるということなのですが、計画地内の、ある意味土地の改変がありますので、法律の

運用も精査していただいて、おそらく土壤汚染対策法の、置いておくのであれば計画変更時
要措置区域に新たに登録するような点が出てくるのではないかと思いますので、できれば
準備書の段階で、どういう手続を踏んでこの土壤汚染を扱っていくかということを明らかに
するように、今後していただければと思います。

それから追加で、今、森川委員が御指摘の点は、要するに、これは千葉県のアセスに係ら
ないのですか。

○池田アセスメント担当課長 千葉県のアセスには係らないです。

○藤倉委員 係らないのですね。そうですか。

○池田アセスメント担当課長 先ほどの森川委員の説明にも追加させていただきますけれど
も、今回の事業は東京都の条例でやっております関係で、市川市はこうやって円の中に、範
囲に入ってくるので、一応、市川市と私どものほうで協定を結ばせていただいて、私どもの
条例の範囲で対応させていただくということで、千葉県のほうの条例適用はないと聞いてお
ります。

もう一つ、藤倉委員の土壤汚染のほうですけれども、おっしゃるとおり、今後この面積は、
当然土壤汚染対策法的にも環境確保条例的にも改変の対象になりますので、その手続につい
ては評価書の中できちんと表現されるようにいたします。

○柳審議会会長 よろしいでしょうか。

条例上の手続の話もありましたけれども、本来だと15条の適用ということで、43条で近隣
市町村との協議をするということになっていきますので、調査計画書の段階で協議を行うとい
うことで、市川市さんにも評価書案の図書が行くということで、対応するということだと思
います。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 今、土壤汚染のお話が出ましたので、この周辺に飲用井戸があるかどうか。
要措置区域になるのか、形質変更時要届出地域になるのかということについても、事業者の
ほうで適切に調べて対応をお願いしたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 今のことは伝えさせていただきます。

○柳審議会会長 齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 雨水のことについてちょっとお話があるのですけれども、今回、雨水をためら
れて、基本的には初期雨水を処理して、あとは公共用下水道に出すということだと思っ
ます。そういう方針が一番あるのかもしれないのですが、この辺はひよっとしたら土壤汚染も

あるので、汚染の拡散とかもあるんで、ある程度そういう措置もしなければいけないのかなと思うのですが、ここは合流式下水道ですね。運用管理というところは十分気をつけていただけたらと思いますけれども、生下水が出るおそれがあるので、その運用の仕方は十分注意していただく必要があるのかなと思っています。

一応、もう一度確認なのですからけれども、浸透させないというのは土壌汚染の拡散のおそれがあるからなのか、そもそも難透水性であるということもあるのか、そこら辺を確認させていただきたい。

○池田アセスメント担当課長 清掃局の時代から、清掃工場内の域内にある水については公共用水域に出さない。公共下水道に流す、あるいは初期雨水はきちんと水処理をした上で、管理して放流するというのをずっとやってきていますので、基本的にはその方針をずっと踏襲してきているということだと思います。

○齋藤委員 変な話ですけども、土壌汚染の問題がないのであれば浸透させても問題ないはずなのだと思います。

どうもありがとうございました。

○柳審議会会長 それでは、続いて池邊委員、よろしくお願いします。

○池邊委員 評価項目に関係する自然との触れ合いの活動の場について御質問させていただきます。

186ページの図8-11のところに、調査範囲が緩衝緑地のみと書いてあるのですが、隣接する江戸川区のくつろぎの家公園が煙突から非常に近いところにあるのですが、ここについては、特に工事中も、利用制限というか、影響は全くないというように考えてよろしいのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 周りの公園につきましては、今回の工事に伴って閉鎖をするとかということは考えてございませんので、池邊委員のおっしゃるとおりだと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 土壌汚染のところ、先ほどの封じ込め槽の位置が、聞き漏らしたら申し訳ないのですが、図面でどの位置になるのかということをお教えいただけたらありがたいです。

○池田アセスメント担当課長 お手元の調査計画書の9ページをお開きください。

こちらの図面の南側、南西側というのでしょうか。緩衝緑地があるかと思っておりますけれども、

ここに1か所と、それと北東側に洗車棟があると思いますけれども、そこと緩衝緑地との間にちょっとくぼんだ白いエリアがあるかと思いますが、こちらの2か所に現在埋まっていると聞いております。

○池本委員 改変する予定はないということによろしいですか。

○池田アセスメント担当課長 今回の建て替え計画で、ここを改変する計画はございません。ただ、もし万が一改変することになったときは、対策は講じるというように聞いております。

○池本委員 了解しました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 20ページの緑化計画のところについてなのですが、最後の2行に「緑豊かな緩衝緑地と江戸川の河川整備と融合した景観を形成し」とございますが、江戸川の河川整備の進捗状況はどのようになっているのか。それとの関係をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 江戸川の河川整備のことでございますけれども、事業者から聞いた話なのですが、ここにスーパー堤防を構築するというお話がございます。ただ、それがいつ施行されるか、まだはっきりしていないということです。そういうものを視野に入れた上で整備をしたいということでございます。

○奥委員 事業主体は国交省になるということですか。国ですか。

○池田アセスメント担当課長 基本的に国交省ですけれども、おそらく事業実施主体は東京都の建設局になるのではないかと思います。

○奥委員 分かりました。

今後そのあたりの詳細も、できるだけ書いていただけるとありがたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 今後の評価書案をつくる過程で、中身が分かってきたものは導入できれば、なるべく導入するようにいたします。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

平林委員、どうぞ。

○平林委員 先ほどの河川整備と関係しますけれども、盛り土で1.6mかさ上げすることなのですが、今後20年ぐらい、施行の後で運用するかと思うのですが、長期的にハザードマップ、現在の現況に応じていると思いますので、今後の海面上昇ですとか、河川洪水の水位ですとか、スーパー堤防の整備状況等を勘案して、どのぐらい長期的な視野で、ど

のぐらいかさ上げするののかということを計画しているのか教えていただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 その辺は確認していないものですから、確認いたしまして、違う機会に御報告させていただきたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

調査計画書については、今、質疑があったのですけれども、事後調査報告書、変更届、着工届、完了届等々についての報告はこれからされるのでしょうか。

それでは、そちらの報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、事後調査報告書の1番目「大日本印刷市谷工場整備事業（Ⅱ期工事の施行中その3）」でございます。

皆様のお手元でございます白い、紙のホチキスどめをしてある、この事後調査報告書をご覧ください。こちらを使用いたします。

それでは、事後調査報告書について御報告いたします。

事業名は、「大日本印刷市谷工場整備事業」。

事業の種類としては、高層建築物の新築、工場の設置でございます。

計画地は、新宿区市谷加賀町1-1-1他でございます。

計画敷地の面積は約54,900㎡、延べ床面積が約237,600㎡でございます。

施設の用途としては、事務所、印刷工場、地域開放型施設、駐車場等でございます。

駐車場規模については、約600台となっております。

この工事期間なのですが、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と分かれてございます。

事後調査報告書の5ページをお開きいただきますと、左上の〈施工区域計画〉というところに、Ⅰ期工事、Ⅱ期工事、Ⅲ期工事とそれぞれ工事ごとの施工区域が書かれております。今回、御報告させていただきますのはⅡ期工事ですので、真ん中の図のとおりになります。

下の全体断面図を見ていただきますと、今回のⅡ期工事といいますのは、一番背の高い「(高層棟)」と書いてあるもの、もう一つ、高層棟の右のほうに「地上:事務所」「地下:一部工場」と書いてある2つの建物がⅡ期工事となります。

Ⅲ期工事については、さらに右の図にありますとおり、一番左の西街区の建物と、残りの左街区の建物について工事をするということです。

高層棟の左側に書いてある背の低い建物は、既にⅠ期工事で完成をしているというものでございます。

今回の工事はⅡ期工事なのですが、平成24年度～27年度でございます。

供用予定年月は平成30年12月を予定しております。

今回、調査項目及び事項ですが、水質汚濁と地盤、史跡・文化財、廃棄物となっております。

まず、水質汚濁（汚染された土壌による地下水の水質への影響の程度）でございます。

事後調査報告書の14ページをご覧くださいますと、図面が2つございます。

地下水モニタリング調査地点と書かれた2つの図のうちの下図面をご覧くださいますと、現在、一番西北のA-1-7とA-4-4、F-3-9の3か所において、以前、区道整備事業による一部建物解体工事において、図1-1で書いてある、この一角である中央街区の一部で六価クロム化合物とトリクロロエチレンについて土壌溶出量基準の超過及び地下水汚染が確認されております。

そのことから土壌汚染が確認された中央街区の南2号棟付近、14ページの上図面を見ていただきますと、中央街区の南側に南2号棟というものがございました。その付近で地下水の汚染が確認されております。

土壌汚染が確認された中央街区の南2号棟付近と中央街区の各敷地境界においてモニタリング地点を設定して、汚染拡散防止措置、掘削除去しておりますが、その実施前後において地下水モニタリングを実施しております。

15ページをご覧くださいますと、地下水モニタリングの調査結果が出ております。

平成20年～26年までモニタリングを実施しております、例えば【六価クロム化合物】が確認されたところをピンク色で着色しております。【トリクロロエチレン】につきましては、その下の表において、やはりピンク色で地下水基準を超過したところを分かるようにしてあります。

しかしながら、この表を見ていただくとおり、既に拡散防止の措置が行われて撤去されているところがほとんどでございます。

17ページの表1-5（2）にモニタリングの調査結果を載せております。

平成27年1月～12月まで実施されていたモニタリングの3か所なのですが、A-1-7とA-4-4とF-3-9なのですが、3か所とも六価クロム化合物及びトリクロロエチレンとも不検出となっております。

以上のことから、予測結果と同様に、汚染された土壌による地下水への水質の影響はないというように考えるとしてございます。

次に、地盤（掘削工事における地盤の変形の範囲及び変形の程度、並びに地下水の流況の変化の程度）でございます。

これに関しましては23ページをご覧ください。図2-2でございます。

こちらをご覧くださいますと、計画地内の地盤の変形調査の期間中における地盤の変動量でございますが、ここの表にありますとおり、0mm～+2mmの範囲でございます、著しい地盤の変動は認められておりません。

また、地下水位につきましては27ページをご覧ください。

地下水位の推移なのですが、27ページと29ページ、31ページでございます。

まず27ページをご覧くださいますと、表の右のほうにディープウェル施工・稼働期間とあります。平成26年7月3日～平成27年4月21日の期間、ディープウェル施工及び稼働期間がございましたが、一時的にディープウェルが稼働していた期間について水位は下がっておりますけれども、平成27年5月以降、ディープウェルの稼働が終了した後は、ここにありまして、水位の回復傾向が見られます。

29ページと31ページ、被圧第2帯水層と被圧第3帯水層のそれぞれにつきましても同様の傾向が見られてございます。

したがって、予測結果と同様に、今回、Ⅱ期工事の掘削工事における地盤変形の範囲及び変形の程度は小さく、また、地下水の流況の変化の程度は小さいものと考えてさせていただきます。

次に、史跡・文化財（既存建物の解体工事及び計画建物の土工事における計画地内の文化財の等の現状変更・損傷等の程度）でございます。

これにつきましては43ページをご覧ください。

表3-5（1）と表3-5（2）をご覧くださいますと、計画地内で出た遺跡、埋蔵文化財が出ております。江戸時代のものであるとか、縄文土器のかけらが発見されております。

44ページ～46ページをご覧くださいますと、発掘されたものの写真でございます。

今回、試掘調査と発掘調査を行った結果、こういった江戸時代の遺構及び遺物、縄文時代の遺物が出土しておりますが、これら東京都教育委員会により文化財認定を受けた遺物については、東京都に帰属し保存されております。また、遺構についてもきちんと記録して保存してございます。

したがって、文化財保護法などにより適切な措置を行っていることから、本事業の実施が埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響はないものと考えてさせていただきます。

資料の廃棄物でございます。

廃棄物につきましては、今回、(1) 既存建造物の撤去に伴う廃棄物排出量、(2) 建設工事に伴う廃棄物排出量、(3) 掘削及び切土等に伴う建設発生土の排出量、(4) 建設汚泥の排出量それぞれについて記載をしております。

(1) 既存建造物の撤去に伴う廃棄物排出量につきましては、予測結果が137,878tに対して、今回33,278t、再資源化率が100%でございました。

(2) 建設工事に伴う廃棄物排出量につきましては、予測結果が5,981tに対して、今回調査結果が4,991t、再資源化率は約95%でございました。

(3) 掘削及び切土等に伴う建設発生土の排出量につきましては、予測結果が567,147m³に対して、今回119,293m³となっております。再利用率は100%となっております。

(4) 建設汚泥の排出量につきましては、予測結果が153,852tに対して、今回調査結果が25,806t、再資源化率が100%となっております。

建設工事がⅢ期まであります関係で、予測結果に対して累計がまだ小さい状況でございます。

ただし、建設工事に伴う廃棄物排出量に関しましては、一部の解体工事に伴う廃棄物を建設工事のほうに計上していることにより予測結果を上回ったという結果になっております。

最後に苦情の有無なのですけれども、超高層ビルが建設される関係で電波障害が予想されるということで、対策してほしいという苦情が1件あったということでございます。

現在、電波障害が予想される建物に対し、共聴アンテナ設置などの対策案を提示し、現在、協議中であるということでございます。

説明は以上でございます。

○柳審議会会長 事後調査報告書について全て報告してください。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。

続きまして「(仮称)港区芝浦一丁目計画(工事の完了後)」につきまして御説明させていただきます。ちょっとピンク色っぽい、こちらの事後調査報告書を使用いたします。

それでは、御説明をさせていただきます。

「(仮称)港区芝浦一丁目計画」でございます。

事業の種類としては高層建築物の新築でございます。

所在地としては港区芝浦一丁目6番、敷地面積10,590.01m²、延べ床面積が100,758.02m²でございます。

事後報告書の12ページと13ページに、芝浦一丁目計画の配置図と断面図がそれぞれ記載されております。

主要な用途としては共同住宅、住宅戸数が883戸、工事期間が平成25年度～27年度でございまして、供用開始が平成27年度でございます。

今回は工事の完了後という区分でございまして、調査項目・事項としては、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス、以上となっております。

まず、大気汚染なのですけれども、ここの建物を使う関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度について御説明いたします。

報告書の43ページの表7.1-8をご覧くださいますと、事後調査結果では、二酸化窒素の期間平均値が出てございますが、この平均値が0.026ppm～0.038ppmでございます。こちらについて、1地点、No.2を除いて、予測結果である0.02786ppm～0.03102ppmと同程度というようになってございます。

この1地点、No.2で予測結果を上回った理由としては、今回予測地点の付近に観測機器を設置する場所がなく、No.2の調査地点は、実は東側へ100m離れた場所に設置をしております。それが分かる図面としては34ページをお開きください。

34ページをお開きいただきますと、No.2と書いてある黒い長方形の印に対して、●が東のほうに動いていると思います。調査地点としては、東側へ約100m離れた場所に設置してあるというものでございます。そのために近くにあります海岸通り、あるいは首都高速道路1号羽田線の排気ガスによる影響を受けた可能性が考えられるとしてございます。

37ページをお開きください。

こちらは二酸化窒素の日平均の最高値です。0.050ppm～0.062ppm、下線が引っ張ってあるところなのですが、こちらにつきましても2地点、No.1とNo.2を除き、参考比較とした環境基準0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下というものを満足しております。

この2地点だけ環境基準を上回った理由としては、調査期間のうち、ちょうどここに記載しております5月23日に限り、全体的に臨海部で二酸化窒素の濃度が高い状況であったことが考えられるとしてございます。

それにつきましては38ページの図7.1-5をご覧くださいますと、5月23日だけが濃度が上がっているというような感じでございます。

浮遊粒子状物質につきましては事後調査を行っておりませんが、予測結果の関係としては、

いわゆる二酸化窒素の結果と同様の傾向であると考えるところでございます。

引き続きまして、騒音・振動でございます。

55ページの表7.2-5をご覧くださいますと、道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) の事後調査結果でございますが、昼間が62dB～76dB、夜間については57dB～71dBとなっておりますが、これは全ての時間帯、昼間あるいは夜間において予測結果である昼間の63dB～76dB、夜間の57dB～71dBと同程度または下回っております。

環境基準と照らし合わせますと、昼間の65dB～70dB以下、夜間では60dB～65dB以下というものを2地点、No.1の昼間と夜間、No.2の昼間と夜間で上回っているという状況です。

56ページの表7.2-6をご覧ください。関連車両に伴う道路交通振動でございます。

道路交通振動レベル (L_{10}) の事後調査結果、昼間で41dB～51dB、夜間では36dB～45dBでございますが、これは1地点であるNo.4の夜間を除き、予測結果の昼間における42dB～49dB、夜間で37dB～46dBと同程度または下回り、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準、昼間で言えば65dB以下、夜間は60dB以下を下回っているというものでございます。

この場合、No.4の1地点で予測結果を上回った理由といたしましては、今回調査地点の隣地に共同住宅が新築されたということから、その周辺環境の変化による影響を受けた可能性があるということです。人通りが多くなった、人が通りやすくなったことにより予測結果を上回ったということが考えられるとしております。

次に、日影でございます。

こちらに関しては60ページ、61ページをそれぞれご覧ください。時刻別日影図でございます。

ご覧のとおり、計画建物による時刻別日影図についてはほとんど変化はございません。

62ページ、63ページをご覧くださいますと、予測結果と事後調査結果、同じ範囲あるいは同じ時間数でございます。

しかも、日影規制の対象区域内には日影は及んでございませんという結果になってございます。

68ページの表7.3-3をご覧ください。

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻及び時間数などの変化なのですが、計画建物による冬至日の日影時間の事後調査結果なのですけれども、地点A、地点Bです。表7.3-3にあるとおり、ともに予測結果と同時刻及び同時間数でございました。

以上が日影でございます。

次に、電波障害（計画建築物による遮へい障害及び反射障害）でございますが、こちらにつきましては74ページと75ページをご覧ください。

表7.4-3（1）、表7.4-3（2）なのですが、こちらは地上デジタル放送については事前と事後を見比べていただきますと、品質評価が低くなった地点もございますが、画像評価につきましては全ての地点で正常に受信しております。

また、地上デジタル放送の電波障害に関する苦情が今回はなかったということから、受信障害については発生しなかったと考えるとしてございます。

71ページをご覧ください。衛星放送でございます。

衛星放送につきましては71ページの図にありますとおり、遮蔽障害が及ぶと予測した範囲については、この線を、障害の予測範囲をご覧いただくと運河の上であることなどから受信障害は発生しなかったと考えるというようにしてございます。

次に、風環境（最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度、年間における強風の出現頻度）でございます。

82ページの表7.5-4をご覧くださいますと、事後調査結果に基づく風環境評価なのですが、調査地点のNo.1のNo.2ともにランク2と書いてございます。

予測結果とほぼ同程度であったことから、今回住宅街や公園の用途に対応する風環境であり、計画地及びその周辺の空間用途に対応した風環境であると考えられるとしてございます。続きまして、景観でございます。

景観につきましては、今回、高層建築物と運河沿いの遊歩道あるいは緑地帯の整備におきまして、予測結果とほぼ同様に、主要な景観要素を大きく変化させることなく、水や緑を感じられる魅力的な都市景観を形成していると考えられるとしてございます。

次に、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度なのですが、こちらにつきましては88ページをご覧ください。

近景域なのですが、88ページの写真7.6-1をご覧くださいますと、真ん中のほうに超高層マンションが建っておりますが、計画建物が地域の新たな高層建築物として認識され、新たな都市景観を創出しているというようにしてございます。

中景域につきましては92ページをご覧ください。

写真7.6-5におきましては、計画建築物は中央部に、小さくではありますが写っております。

遠景域につきましては94ページをご覧ください。

遠景域になりますと、さらに真ん中のほうに小さく出ております。

いずれも周辺の中高層建築物と一体となりまして、臨海部を象徴する都市的景観を形成していると考えるところでございます。

次に、圧迫感の変化の程度でございますが、100ページの表7.6-4をご覧ください。

計画建築物による形態率の事後調査結果なのですが、形態率につきましては3.0%～5.2%となっておりますが、これは全ての地点で予測結果であります2.9%～5.1%と同程度としてございます。

次に、自然との触れ合い活動の場でございますが、102ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

「ア」をご覧くださいますと、運河に面した広場あるいは計画建築物の南北に設けられた貫通道路ですね。こちらについては103ページをご覧くださいますと、運河に面した広場あるいは計画建築物の南北に設けられた貫通路により計画地の脇を通る区のウォーキングコースです。ちょうど敷地の西側に通ってございますが、このウォーキングコースが多様化するとともに、新芝運河沿いの緑地への連続性が向上したというように考えるとしてございます。

自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度でございますが、こちらについても103ページの図をご覧くださいますと、計画地の東側から南側にかけて運河沿いの遊歩道及び広場を一体的に整備したことなどにより、自然との触れ合い活動の場として充実した環境を形成し、自然と触れ合いの機会を創出しているというように考えるとしてございます。

最後に、温室効果ガスでございます。106ページをご覧ください。

計画建築物は、住宅の品質確保の促進に関する法律の住宅性能表示の最高等級である省エネルギー対策等級4を取得した建築物でございますが、共用部の昇降機（エレベーター）にはトッランナー変圧器などを採用しております。また、建築物の屋上に、写真にあるとおり太陽光発電を設置して、共用部分の照明電力として太陽光発電による発電電力を使用しております。

そういったことから予測結果と同様に、年間暖冷房の負荷の低減及びエネルギーの使用の合理化が図られていると考えるというようにしてございます。

最後に苦情の有無に関しては、特に苦情はございませんでした。

以上でございます。

続きまして「首都高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業（工

事の完了後その1) 」でございます。

こちらにつきましては、茶色っばい、この評価書に沿って御説明をさせていただきます。

「都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業」でございます。

今回、これは法アセスでございまして、事業の種類としては都市高速道路の新設となっております。

道路規格としては第2種第2級でございまして、車線数が往復4車線となっております。

図面につきましては事後調査報告書の8ページをご覧ください。これが中央環状品川線の概要図でございます。

構造形式としては地下式、トンネルが8.4kmございまして、嵩上式、高架が約0.6km、擁壁による地表式ですが、ここの部分が0.4kmあるというものでございます。

計画交通量としては、平成27年度は本線が1日当たり51,000台～70,000台、平成37年度におきましては57,000台～75,000台となっております。

工事期間としては平成18年度～26年度、供用開始日は平成27年3月7日でございます。

今回、事後調査区分としては工事完了後その1でございまして、調査項目としては大気質、騒音・振動、強風による風害、低周波音、地盤（地下数の水位）、地盤沈下、日照阻害、電波障害、景観でございます。

まず、大気質でございますが、事後調査報告書の45ページの表7.1-14(1)をご覧ください。

二酸化窒素の期間平均値ですが、0.021ppm～0.028ppmとなっております。こちらは全ての地点で予測結果0.030ppm～0.034ppmを下回っております。

33ページの表7.1-6(1)をご覧ください。

こちらに書いてございます日平均値の最高値0.047ppm～0.05ppmにつきまして、全ての地点で参考比較とした環境基準0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下というものを満足してございます。

45ページにお戻りいただきまして、表7.1-14(2)をご覧ください。

浮遊粒子状物質の期間平均値なのですが、0.014mg/L～0.017mg/Lでございますが、これは全ての地点で予測結果である0.036mg/L、0.038mg/Lを下回っております。

最高値に関しましては、先ほどと同じように33ページの表7.1-6(2)をご覧ください。

こちらに日平均値が載っております。最高値0.030mg/L～0.036mg/L、これにつきましても全ての地点で参考比較とした環境基準0.1mg/Lを満足してございます。

46ページの表7.1-15(1)をご覧ください。換気塔の供用に係る大気質でございます。

こちらにも二酸化窒素の期間平均値である0.018ppm～0.026ppmは、全ての地点で予測結果0.025ppmと同程度であるか、または下回ってございます。

34ページをご覧ください。

表7.1-7 (1) ですが、日平均値の最高値0.045ppm～0.048ppmについては、全ての地点で参考比較とした環境基準を満足してございます。

46ページの表7.1-15 (2) をご覧ください。

浮遊粒子状物質の期間平均値ですが、0.015ppm～0.019mg/Lは、全ての地点で予測結果である0.034mg/Lを下回ってございます。

35ページの表7.1-7 (2) をご覧ください。

こちらに書いてあります日平均の最高値0.033ppm～0.037mg/Lは、全ての地点で参考比較とした環境基準を満足しております。

引き続きまして、騒音でございます。

自動車走行の騒音に係る騒音でございます。67ページの表7.2-6をご覧ください。

高速道路の公私境界、いわゆる道路境界と私有地の境界における道路交通騒音レベル(L_{Aeq})の事後調査結果でございます。

地上1.2mにつきましては昼間が68dB～71dB、夜間が65dB～68dBでございまして、一方、地上4mの部分では、昼間が68dB～71dB、夜間が65dB～69dBとなっておりますが、これに関しましては予測結果であります地上1.2mの部分に関しては、昼間が68dB～69dB、夜間が65dB、地上4.0m上がりの部分については、昼間が68dB～69dB、夜間が64dB～65dBと同程度であるか、または一部の地点で上回ってございます。また、環境基準は昼間で75dB以下、夜間では65dB以下、これを一部の地点で上回っているという結果でございました。

そこで公私境界におきまして、予測結果を上回っている地点なのですが、67ページの表7.2-6をご覧くださいと、No.1の五反田出口周辺（内回り）の地上4mの夜間とNo.2の五反田出口周辺（外回り）の地上1.2mと4mの夜間でございます。

この理由は54ページの図で分かりますが、中央環状品川線の近傍に環状6号線（山手通り）が通っておりまして、その影響を受けているものと考えられるとしてございます。

次に背後地における道路交通騒音レベルなのですが、こちらにも67ページの表7.2-6をご覧ください。

こちらの事後調査結果ですが、地上1.2mにおきましては、昼間が53dB～63dB、夜間が49dB～59dBでございまして、地上4mにおいては昼間が56dB～64dB、夜間が52dB～61dBという結果

でございました。

これにつきましては予測結果であります地上1.2mにおける昼間が54dB～59dB、夜間が50dB～55dB、地上4m上がりの部分については、昼間が54dB～61dB、夜間が50dB～56dBというものと同程度または今の地点で上回ったという結果でございました。

環境基準につきまして、昼間が65dB以下、夜間が60dB以下というものを一部の地点で上回ったというようになってございます。

背後地につきまして、予測結果を上回った地点のうち、主なものとしては67ページの表7.2-6をご覧いただきたいのですが、No.1の五反田出口周辺（内回り）の地上1.2mと4mの昼間と夜間、No.3の五反田入口周辺（内回り）の地上1.2mと地上4mの昼間と夜間でございます。

こちらにつきましても先ほどと同じなのですが、近傍に位置する環状6号線の影響を受けていることに加えまして、前面の測定地点から路地を通じて環状6号線をよく見渡すことができる、あるいは環状6号線に対して開けた状況であるといったことから、背後地であるものの環状6号線の騒音の影響を受けたことにより上回ったというようにしてございます。

次に、換気塔の供用に係る騒音でございます。68ページの表7.2-7をご覧ください。

騒音レベル（ L_{A90} ）の事後調査結果なのですが、46dB～59dBとなっておりますが、予測結果である46dB～50dBと同程度または中目黒換気所及び五反田換気所で上回っております。

また、環境確保条例に基づく規制基準、50dB～60dB以下というものを中目黒換気所及び五反田換気所で上回っているという結果でございました。

今回、中目黒換気所と五反田換気所で予測結果を上回った理由としては、こちらについても両換気所の近傍に位置する環状6号線（山手通り）の影響を受けているものと考えられるというようにしてございます。

次に、振動でございます。

まず、自動車の走行に係る振動（嵩上式・地表式）でございます。

83ページの表7.3-5なのですが、道路交通振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果なのですが、昼間が43dB～56dB、夜間が37dB～55dB、これは全ての地点で予測結果、昼間が52dB～54dB、夜間が52dB～53dBと同程度とまたは下回り、また全ての地点で振動規制法に基づく要請限度を下回っております。

次に、自動車の走行に係る振動でございます。こちらにつきましては83ページの表7.3-6をご覧ください。

道路交通振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果、昼間43dB、夜間42dBは予測結果である昼夜間

40dB以下というものと同程度または一部の地点で上回り、また、振動規制法に基づく要請限度、昼間70dB、夜間60dBを下回っております。

一部の地点、No.6の昼間で予測結果を上回った理由としては、こちらも近傍に位置する環状6号線の影響を受けているものと考えるところでございます。

次に、換気塔の供用に係る振動でございます。こちらは84ページの表7.3-8をご覧ください。

振動レベル (L_{10}) の事後調査結果、昼間29dB～36dB、夜間23dB～34dBにつきましては、五反田換気所を除き、予測結果である昼夜間30dB未満と同程度または下回り、全ての地点において環境確保条例に基づく規制基準、昼間65dB以下、夜間60以下をそれぞれ下回っております。

五反田換気所で予測結果を上回った理由としては、こちらも換気所の近傍に位置する環状6号線の影響を受けているものと考えられるところでございます。

次に、強風による風害（換気塔の存在に係る強風による風害の影響を把握するための気象（風向き・風速）の状況）でございます。

97ページの表7.4-5ですが、各換気塔における日最大瞬間風速出現頻度の事後調査結果は、一部の地点を除き予測結果と同程度または下回っております。

一部の地点、中目黒換気所におけるB地点、C地点、E地点、G地点、五反田換気所のH地点におきまして予測結果を上回っておりますが、全ての地点で風環境評価は最も影響の小さいランク1となっておりまして、換気塔の存在に係る強風による風害の影響は小さいものと考えられるところでございます。

次に、低周波音でございます。108ページの表7.5-4(1)と表7.5-4(2)をご覧ください。

大井ジャンクションの低周波音圧レベル (L_{50}) の事後調査結果なのですが、これは76dBでございまして、予測結果である79dB～80dBを下回り、また低周波音圧レベル (L_{65}) の事後調査結果は85dBでして、予測結果である85dBと同程度でございます。

次に、換気塔の供用に係る低周波音でございます。109ページの表の表7.5-5(1)と表の7.5-5(2)をそれぞれご覧ください。

低周波音圧レベル (L_{50}) の事後調査結果、これが54dB～78dBでございまして、全ての地点で予測結果70dB～76dBと同程度または下回り、また、低周波音圧レベル (L_{65}) の事後調査結果が52dB～85dBでしたが、中目黒換気所を除き、予測結果70dB～78dBと同程度または下回っているというような状況でございました。

1ページ戻っていただいて、図7.5-3をご覧ください。

先ほど中目黒換気所で予測結果を上回ったと御説明させていただきましたが、図にあります低周波音圧レベル L_{G5} の時間帯をご覧くださいますと、7時～16時あるいは18時～19時の値が高くなっていることがお分かりになると思います。

当日の時間別換気風量を見ますと、低周波音圧レベル L_{G5} の高くなった時間と平行になっていない、要は、両者が並列的でないということから、それぞれの関連性は低いものというように考えてございます。

次に、地盤（道路（地下式）の存在に伴う地下水位の低下）でございます。

120ページの表7.6-3をご覧くださいますと、工事完了後における地下水位の低下量、五反田出入口周辺が最大0.335m、五反田換気所周辺は最大で0.055mでございますが、予測結果である五反田出入口周辺最大0.35m、五反田換気所周辺が0.75m、これと同程度または以下であったことから、道路の存在に係る地下水の水位への著しい影響はないものと考えてございます。

次に、地盤でございますが、こちらは地盤沈下でございます。

130ページの表7.7-3をご覧くださいますと、工事完了後における地盤沈下量、五反田出入口の周辺は、地盤は確認されず、一方、五反田換気所の周辺は最大で9mmとなつてございまして、予測結果である五反田出入口の周辺が最大4.5mm、五反田換気所周辺が最大0mmと同程度またはわずかに上回つてございますが、年間を通じて変動がほとんど見られず、安定した状態が継続していることから、道路の存在に係る地盤沈下への著しい影響はないものとするというようにしてございます。

続きまして、日照障害でございます。140ページと141ページをご覧ください。

141ページに時刻別日影図が書いてございます。

141ページの欄外に「予測結果と事後調査結果を重ね合わせた結果、日影線は一致した」というように注意書きの記載がございます。

同じように142ページ～148ページと、日影図、等時間日影図をそれぞれ重ね合わせた結果、一致したという結果が出てございます。

以上のことで対象路線による日照障害の影響は小さいものとするとしてございます。

次に、電波障害でございます。

169ページの予測結果と事後調査結果との比較検討をご覧くださいますと、各換気所と大井ジャンクション地点を除き、おおむね良好な受信状況であり、また電波障害に関する苦情がないことから受信障害は発生していないものとするとしてございます。

また、五反田換気所周辺の1地点において、評価ランクが△となるような地点がございましたが、電波到来方向に換気所が存在しないといったことから、周辺にございます中高層建築物による影響であると考えられるというようにしてございます。

次に、景観でございます。190ページの予測結果と事後調査結果との比較検討をご覧ください。

事後調査の結果、予測結果とほぼ同様に計画施設を新たな景観要素として周辺の中高層建築物などと一体的な都市景観を形成しているものと考えられるというようにしてございます。

圧迫感の変化の程度につきましては、184ページの表7.10-4をご覧ください。

形態率の変化の程度は、事後調査結果で0.1%~9.4%であり、全ての地点で予測結果である0.4%~9.7%と同程度または下回っているというようになってございます。

以上のことから対象道路及び対象施設による影響は小さいものと考えられるとしてございます。

苦情の有無につきましては特にございませんでした。

○池田アセスメント担当課長 引き続きまして、13ページになります。「(仮称)虎ノ門2-10計画建設事業」でございます。

お手元の、今回、一番薄いホチキスどめのものが事後調査報告書になります。

答申日は平成26年11月27日、受理日は平成29年5月15日になります。

事業の種類は高層建築物の新築でございます。

規模でございますけれども、所在地域は港区虎ノ門二丁目でございます。

敷地面積が約25,500㎡、延べ床面積が約183,000㎡、建築物の最高高さが約188.7mで、地上38階、地下4階のビルです。

建築物用途で、ホテル、オフィス、美術館、駐車場等となっております。

工事予定期間につきましては平成27年度~31年度で、供用開始予定は平成31年度を予定してございます。

お手元の事後調査報告書を見ていただきたいのですが、3ページをご覧ください。計画地位置図でございます。

かつてホテルオークラの東京本館があったところでございますけれども、周辺と一体で再開発をしているものでございます。

4ページをお開きください。施設配置計画図でございます。

5ページをご覧ください。断面図でございます。

中央の高層ビルの半分超がオフィス、その上がホテル、左側に低層のホテル、右側の江戸見坂側に大倉集古館という構成となっております。

本日の資料の13ページにお戻りいただければと思います。

事後調査の区分は、工事の施行中その1でございます。

調査項目・事項は、大気汚染、騒音・振動、史跡・文化財でございます。

調査結果でございますけれども、大気汚染につきましては建設機械の稼働に伴う大気質をやっております。

二酸化窒素の期間平均値は0.025ppmで、予測結果の0.04563ppmを下回っております。

日平均値の最高値0.036ppmは、予測結果の0.07101ppmを下回っております。

参考比較した環境基準も満足しております。

浮遊粒子状物質の期間平均値は0.017mg/m³でございますけれども、予測結果の0.02583mg/m³を下回っております。

日平均値の最高値0.026mg/m³は、予測結果の0.06187mg/m³を下回っており、参考比較した環境基準を満足しておりました。

続きまして、騒音・振動です。こちらも建設機械の稼働に伴う騒音・振動でございます。

建設作業騒音レベル(L_{A5})の事後調査結果は59dB～78dBで、予測結果の74dBを一部の時間帯で上回ってございましたが、全て地点で環境確保条例に基づく勧告基準80dBを下回ってございました。

予測結果を上回った理由としましては、油圧ショベルが調査地点に近接しており、予測には反映されていない基礎工事（杭打作業）に伴う土砂の掘削、運搬、積み込み等の作業音が発生したと考えてございます。

建設作業振動レベル(L₁₀)の事後調査結果は32～53dBで、予測結果68dBを下回ってございまして、全ての地点で環境確保条例の環境基準を下回っております。

続きまして、3番の史跡・文化財でございます。

(1) 対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度

計画地内に現存する国の登録有形文化財（建造物）である「大倉集古館陳列館」については、保存と活用のために平成28年6月に曳家工事を実施してございます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

試掘調査で確認された遺跡につきましては、関係法令に基づきまして関係機関と協議の上、発掘調査を行いまして、「武蔵川越藩松平家屋敷跡遺跡発掘調査報告書」でまとめられてお

ります。

お手元の事後調査報告書の42ページをお開きください。下の埋蔵文化財の調査地点でございます。

青いところはちょっと字が読みづらいかもしれませんが、図の西側に大倉集古館がございます。この建物を曳家工事をしてございます。

大倉集古館の周りにオレンジ色の部分がございますけれども、ここが今回、埋蔵文化財包蔵地として調査したところでございます。

44ページ中段の写真が大倉集古館陳列館の曳家の状況を示したものでございます。

国の登録有形文化財であるこの集古館につきまして、文化財保護法に基づきまして、工事着手前に届け出を出しまして、平成28年6月1日に曳家工事を実施しております。

曳家工事では、まず補強した既存りを仮設材で受けまして、建物の基礎部を切断した上、その後、建物の下に移動装置を設置しまして、推進ジャッキにて1日かけて建物を6m移動してございます。

この2つの写真を見比べていただくと、左が曳家前ですけれども、道路際のほうに6m移動してございます。

曳家工事に当たりましては、各柱で変位を計測し、管理値を設定・遵守することで、建物にゆがみ、損傷を来さないように配慮いたしました。また、定点で曳家前後の写真を撮影し、毀損がないことを確認してございます。

45ページをご覧ください。計画地内の文化財の現状変更の程度の調査結果、表3-5に示すとおりでございます。

本調査で確認されました「武蔵川越藩松平家屋敷跡遺跡」につきましては、17世紀前葉から後葉にかけて、旗本の久保家の屋敷地としまして、以後、18世紀～19世紀まで、幕末期を迎えるまで前橋（結城）松平家の上屋敷の裏手として利用されておりました。明治時代に入りますと、工部省や内務省などの官舎、明治半ば以降は大倉家の所有地となつてございます。

本調査の結果でございますけれども、46ページを見ていただければと思います。今回の発掘結果について、一部写真を掲載させていただいております。

今回出土したものにつきましては、久保屋敷時代と見られる土取穴群であるとか、京焼皿、あるいは18世紀～19世紀の松平家の「詰人空間」で使用されたと見られる小・中型の地下室、松平家の屋敷跡裏手に設けられたごみ穴、官舎関連建物の一部と見られるれんがの遺

構、「内務省」銘の磁器碗などが見られるところでございます。

本日の資料13ページにお戻りください。苦情の有無でございます。

騒音・振動に関するものが5件ございました。騒音・振動が大きいといった苦情に対しましては、作業内容について御説明し、作業の一時中断や騒音・振動の影響が大きい作業の作業時間を変更する等の対応を行ってございます。

作業内容等を教えてほしいという苦情に対しましては、内容説明を行いまして、騒音・振動計を設置してほしいという苦情等に対しましては、騒音・振動計と電光掲示板を設置してございます。

事後調査報告書につきましては以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

事後調査報告書として4件報告がありましたが、何か御質問等がございますでしょうか。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 今の虎ノ門なのですけれども、苦情があったということで、基準値におさまっていても苦情は出るということだと思えるのですけれども、騒音・振動計を設置してほしいという要望があったということなのですが、具体的には、どこから苦情が出て、どこに設置されたのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 苦情につきましては、計画地周辺のビルの方からいただいております。

設置場所については確認をしております。

○坂本委員 了解しました。

○柳審議会会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、齋藤委員からどうぞ。

○齋藤委員 港区の芝浦一丁目計画についてです。

温暖化の絡みで105ページに結果が記載されているのですが、事後評価で何を本当に評価すべきかというところが理解できていないのですけれども、予測した事項としては合理化の程度というようなところなのですが、エネルギー使用の合理化の程度をどう予測しようとしたのかということです。

ここに書かれてあることは、こういったものを法律に則って、もしくは評価されたものに則ってこういうものを入れましたということだけで終わっているのですが、これが結局どれ

くらいの省エネにつながったのかということは報告書のほうでしっかり出ているという理解なのでしょうか。予定として入れておいたから、それを確認したということですか。

○真田アセスメント担当課長 事後調査報告なのですけれども、芝浦一丁目につきましてはその前に環境影響評価書をつくっておきまして、その中で温室効果ガスにつきましては、計画建築物の熱負荷の低減とか、省エネルギーシステムの導入などというものを評価の指標としておりました。

工事の完了後については、建築物の熱負荷の低減、省エネシステム、あるいは工事の完了後においても計画建築物の熱負荷の低減、省エネルギーシステムの導入などの環境配慮によるエネルギーの使用の合理化の程度ということで、いわゆる評価の指標としているものと評価の結果としているものが、それぞれ定量的なものということではなくて定性的なものを求めておきまして、今回、工事の完了後において、ここに書いていますとおり、省エネルギー対策等級4をとるとか共用部に高効率な照明をつくる、あるいはトッランナー変圧器を使うといったものを評価の結果としたことにより、こういう事後報告になったということでございます。

○齋藤委員 分かりました。

もう一度確認ですけれども、評価書をつくった段階では、今回上げられている項目の効果は入れてあった、なかった、どちらですか。

○真田アセスメント担当課長 評価書の段階では、具体的に省エネルギー何%削減するというものではなくて、単純に先ほど事後報告で報告した、そのままでございます。

○齋藤委員 分かりました。

そうすると、何らかの形で定量的に示さないと意味がないのかなと思っています。

ちょっと大きな話になるのですけれども、事後評価の方法に関して議論する場というのは、基本的には計画書の段階になるのでしょうか。事後評価の調査方法、それから、評価の指標というか。

何となくこの評価書案、これは案なのですけれども、案の中では余り議論できるような情報が、基本的にはないですね。

○池田アセスメント担当課長 事後調査につきましては、評価書が出た後、ほぼ同時になるかとは思いますが、事後調査計画書というものを出示しまして。

○齋藤委員 ここで議論をするのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 事務局と詰めさせていただいて、評価書に書いてあることが

きちんと事後調査で反映できるかというところを見まして、この場で報告を、報告といっても受理しましたという報告だけで、中身については今のシステムとしては議論をしてもらうような形にはなっておりません。

○齋藤委員 確認で申し訳ないのですけれども、計画書のところでは、事後にこういうことを調査しましょうみたいなことが書いてある場合があると思うのですけれども、あそこはマストなのですか。

マストであるというのは、書かなくてはいけない、書く必要はない。

○池田アセスメント担当課長 計画書には、こういう形で評価書に書かれているので、この調査をした結果、こうだったということを書くみたいな感じになっています。

○齋藤委員 分かりました。

計画書の中で、事後調査に関しても書かれているようなことを見たような記憶があったのですけれども、それはそもそも誤りなのでしょうか。

要するに、何を言いたいのかというと、事後調査計画の妥当性を判断する、審議する機会があるのかどうかということを確認したいということです。

○池田アセスメント担当課長 それは先ほど申したとおり、審議会についてはそれを受理しましたという報告だけで、審議会の中で審議をするという形にはなっていないです。

○齋藤委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○柳審議会会長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 最初の大日本印刷のⅡ期工事の部分でございますが、今、齋藤委員がおっしゃったことがまさにあれなので、この工事はⅠ期からⅢ期と非常に長い工事になっております。

17ページで地下水のモニタリング調査が行われておりますけれども、当初アセスとして答申した以上のことは求められないと思いますので、あくまでも希望としてお話をさせていただきたいのですけれども、長い期間ですと、既に法律の基準値が改正されまじたり、項目が追加されまじたりという事態が起こっているわけです。

例えばトリクロロエチレンであれば、環境基準は0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更になっています。そういう意味で不検出の値も、環境基準0.003mg/L未満ということであれば環境基準は十分満たしているなど、問題はないとは思っておりますが、そういうことと、土壌を掘削除去しているようですので汚染は残っていないだろうと思っておりますけれども、こういった長い時間を経ますと、トリクロロエチレンを親物質として分解生成するジクロロエチレンですとか、

今度、クロロエチレンのように新たに項目として加わったものを地下で生成している可能性も否定はできませんので、地下水モニタリングののときに一括分析できますので、これはあくまで答申とは違うので希望ですけれども、そういったものもモニタリングしていただけるとありがたいかなと感じました。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 先ほどの御意見につきましては、今の社会情勢等の実態に合わせて、事業者のほうと御相談させていただいて調整していきたいと思います。

ありがとうございました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 同じく大日本印刷です。

本日、事務局に用意していただいた資料の7ページ目に、大日本印刷の廃棄物について予測結果との比較表があるのですが、事業者が出してきた事後調査報告書の49ページ～54ページをずっと見ているのですが同じようなものはないです。

もう一つ、事務局が今日つくった資料の建設工事に伴う廃棄物排出量がなぜ増えたかということについて「一部の地下解体に伴う廃棄物を建設工事分として計上したことにより、予測結果を上回った」という御説明があるのですが、この1行についても私はずっと見ているのですが見つけられない。

要望したいことは、事後調査計画書はアセスの予測結果に照らして実際どうだったかということが分かることが大事なので、むしろ事務局につくっていただいたように、予測結果と今回の調査結果の累計が分かるようなものを、廃棄物に関しては事後調査報告書に載せるべきですし、建設工事分に計上を変えたということがあるのであれば、きちんとそれも載せてほしいと思います。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 私の説明が不十分だったので申し訳なかったのですが、大日本印刷の事後調査報告書の60ページをご覧くださいませでしょうか。

(2) 建設工事に伴う廃棄物排出量のところで、「建設工事に伴う廃棄物排出量の予測結果と事後調査結果の比較は、表4-13に示すとおりある」という文の次に、「予測結果と事後調査結果を比較すると、調査時は途中段階であるが、廃棄物排出量の合計は予測結果を上回っていた。これは、一部の解体工事に伴う廃棄物を建設工事分として計上したことによるもの

である」ということを書かせていただいております。

すみません。私の説明不足がございました。

○藤倉委員 分かりました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 藤倉委員と齋藤委員のお話に関連することとして、まず、廃棄物の話では予測と事後調査の比較というのは減量化とかの取り組みを行っているかという意味を見る上で重要だと思うので、その比較だと思いますのですけれども、あとは再資源化率のところ、委員意見としても数値目標を求めているので、目標値との比較も分かるような記載をしていたほうが、この報告書自体もそうなのですけれども、よろしいのではないかとということが1点でございます。

それと先ほどの事後調査の計画書の扱いについて、条例のほうを見させていただきますと、65条3項のところ、事後調査計画書は知事があらかじめ事後調査の項目、方法、範囲、その他の事項について審議会の意見を聞いて定める基準に基づき作成するものとするという記載があるのですけれども、審議会の意見を聞いて定める基準が見当たらなかったのですが、そのあたりがどのぐらいかかわっていくのかということをお教えいただけたらと思います。

○池田アセスメント担当課長 池本委員の事後調査計画のお話でございますけれども、お手元にある、ちょっとピンク色っぽい色の冊子「東京都環境影響評価事後調査基準」の229ページ、一応、これも審議会に諮りまして内容を精査していただいたものを告示させていただいて、基本的にはこれに基づいて記述してもらいます。

○真田アセスメント担当課長 先ほどの廃棄物のほうの、いわゆる書きぶりといいますか、表現につきましては委員のおっしゃるように今後改めさせていただきたいと思います。

○池本委員 分かりました。

○柳審議会会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 都市高速道路の中央環状品川線の件なのですけれども、例えば46ページで「換気塔の供用に係る大気質」と書いてありまして、こういう地下を通るトンネルに換気口を設けて、これに対して電気集じん設備だとか、低濃度脱硝をつくるということでやられているのですけれども、その効果というところも合わせて、どれだけ出ているというよりも、どの

ぐらい除去されているので、結局大気中に放出するものは減っているのではということがあったほうが、より正確に都民の方にも伝わりますし、それから、同時に今後こういう地下トンネルの換気設備等の運用がアセス等に出てきた場合には、そういう事例もかなり参考になりますので、こういう中でのデータも事務局のほうとして求めて、次の審査に生かされるような形に、ぜひしていただきたいという要望です。

○真田アセスメント担当課長 今の谷川委員の意見につきましては、今後、事務局としても対応できる範囲で対応していきたいと考えております。

ありがとうございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

続いて、変更届について、2件、説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、変更届について御説明をいたします。

事業名は、芳村石産株式会社採掘区域拡張事業でございます。

事業の種類としては、土石の採取でございます。

規模ですが、所在地が八王子市美山町388番地外でございます。

事業計画の変更につきましては、紙のコピーで、ホチキスどめをしましたこのペーパーを使います。

引き続きまして、年間の採取岩量ですが、平成14年度～26年度は最大で458,000t、平成26年度～35年度につきましては最大で200,400tでございました。

22年間の平均は、342,560t/年でございます。

採取期間は22年間でございます、平成14年度～35年度、22年間の総採取岩量は7,140,400tでございます。

採取方法としては、露天式階段採掘法（ベンチカット工法）でございます。

今回の変更理由ですが、変更届の3ページをご覧ください。

3ページの事業計画の方向内容の採石採取期間の変更の欄でございます。

平成26年に実施しましたプラントの変更に伴い、20年間の総採取岩量も減少させたところでございますが、これまでの採取量を確認したところ、現在の年間採取許可量である最大200,400tを採掘しても現行の平成33年度～35年度というところまで採取が可能であることから、採石の採取期間を平成35年まで延伸するというものでございます。

また、採石採取の終了後、さらなる残壁の安定化を図るため、建設発生土による埋立盛土

の施行期間を平成40年度まで延伸するというものでございます。

主な変更内容については、その表にしたもの以下になってございます。

最後に環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果でございます。

環境影響評価項目のうち、地形・地質、植物・動物、景観について、予測・評価の見直しを行いました。いずれの項目も変更後の予測結果は変更前と同程度であることから、評価の結論は変わらないというようにしてございます。

以上でございます。

○池田アセスメント担当課長 続きまして、もう一つの変更届でございます。

事業名は、株式会社村尾組成木工場採石拡張事業でございます。

変更届そのものにつきましては、お手元に変更届としてはちょっと分厚いホチキスどめの冊子があるかと思えますけれども、こちらを使わせていただきます。

答申につきましては平成25年6月27日、受理日は平成29年6月19日でございます。

事業の種類は、土石の採取でございます。

規模でございますけれども、所在地は青梅市成木五丁目の一部でございます。

事業区域面積は531,002㎡、年間採取量は350,000t、採取期間は20年間、採石方法は露天階段採掘法（ベンチカット工法）でございます。

生產品目は砕石骨材でございます。

お手元の変更届の2ページをお開きください。対象事業区域図でございます。

こちらの事業区域につきましては、東京都青梅市と埼玉県飯能市の都県境でございます。

3ページをご覧ください。2016年8月現在の航空写真でございます。

本日の資料の15ページにお戻りいただきまして、変更内容の概略でございます。

変更理由でございますけれども、東京都の自然保護条例に基づきます既許可採掘区域を逸脱しまして採掘をしていることが判明しまして、その後、採掘エリアを大きくしてしまったため植栽を足さなくてはいけないということで、緑地の面積及び割合が緑地計画の数字に満たないことも分かりまして、新たに残留緑地として事業区域を追加することといたしております。

より安全かつ計画的に採掘するため、あわせて今回、経年土地利用計画も変更してございます。

この事業について若干補足をさせていただきますと、株式会社村尾組成木工場採石事業につきましては環境アセスを2回行っております。再アセスとかそういうことではなくて、まず、

平成5年に評価書を提出しました。番号で言うと102番という環境アセスがございます。これはこの採石事業のもととなっている事業のアセスを1回やっております。

その事業区域で掘削の終了が見えてきたということで、今までの事業区域を拡張する計画をつくりまして、新たに平成24年に評価書案を提出したのが、今回変更届を出しました番号297番の環境アセスになります。

採石の場合は、もともとの土地を、別の場所に新しくつくるという事業もあることはあるのですが、比較的、もとの土地の開発が終わってしまうとさらに拡大をしていくということがございまして、今回のアセスについては、エリアを拡大するというアセスを実施中でございます。まだ評価書は出していません。

ホチキスどめの厚い冊子の5ページをお開きください。こちらを使いまして、その辺の状況を説明させていただきたいと思っております。

下に図-I がございますけれども、右側の【変更前】の図を見ていただきまして、この図の濃い灰色の部分がございまして、これが先ほど説明しました当初のアセスの事業範囲でございます。そして、その北西側に薄い灰色の区域がございますけれども、これが今回、エリアを拡大する、297番の環境アセスの拡張する区域でございます。

平成24年に提出された297番の評価書案の内容でございますけれども、102番の事業にプラスして、こちらの薄い灰色の部分を拡大して開発するという内容でございます。

その後、102番の事業は既に実施しておりますけれども、先ほどの変更理由で記述されますように、自然保護条例の開発許可の関係で、事業者の事実誤認によりまして、許可されていた範囲を逸脱して採掘していることが判明しております。

図-I の右側の図を見ていただきまして、既採石区域という網かけされている区域がございますけれども、その北側のほうが左右に直線に描かれているかと思っております。次に、左側の【変更後】の図を見ていただければと思うのですが、同じように中心部に点で網かけをしている区域がございますが、その北側の部分を見ていただきますと、先ほどは直線で描かれていたところが、北側のほうに、上に三角形に大きく出っ張っているかと思っております。ここが先ほど説明した事実誤認をして、採掘区域を逸脱してしまったところになります。

そのために、102番の事業につきましては緑地面積の合計を満たせなくなってしまったということで、緑地面積を確保する必要がございまして、297番でアセスの評価をしていただいているものでございますけれども、297番で拡張する区域を前倒しして、102番の事業区域に編入することによりまして、平成27年11月に102番の変更届を提出しております。

具体的に増やした場所ですけれども、図-Iの左側の図を見ていただいて、北西側の区域が一部、半分ぐらい濃い灰色に、右側と比べて色が変わっているかと思います。もともとは297番で拡張する予定だったものを、102番の変更届で編入をしているのが上の部分でございます。

さらに297番の編入ではございませんけれども、東側、まさしく「(東)」と図に書いてあるかと思いますが、その左側のところ、左右を見比べていただくと、右側はかぎ状にへこんでいるのでございますけれども、左側はちょっと出っ張っているという図になってございます。そのそばに、点線が引いてありますけれども、ここの部分も事業区域として、変更届で102番の事業として加えているところでございます。

今回、102番の環境アセスでこのような変更を行った関係と自然保護条例の関係の審議も終わりまして、改めて297番の環境アセスについても変更届を提出したというものでございます。

今、説明してもなかなか分かりづらいかもしれませんが、私も理解するのにちょっと時間がかかったのですがそれでは、それを前提に本日の資料15ページにお戻りいただければと思います。

主な変更内容でございますけれども、事業区域の面積が変わったということで、現況の事業区域のうち、変更前は約406,000㎡だったのが、変更後は約474,800㎡になりまして、先ほど説明した102番のアセスで、変更届でふやした分を現況として、今回変更させていただいています。

20年後の事業区域でございますけれども、変更前は約509,000㎡あったものが約531,000㎡になったということで、それも同じく、102番のアセスの変更に合わせて、事業区域としては先ほど東側に出っ張ったというお話をさせていただきましたけれども、そこが297番としても大きく範囲が変わったところなので、そこを加えて、こういう面積に変更になってございます。

次に、緑地計画でございますけれども、今のように土地の面積、入り繰りがありました関係で緑地計画を見直してございまして、着手時につきましては変更前が合計約314,000㎡あったものが、今回の変更で約356,000㎡になりました。20年後につきましては約291,000㎡あったものが、変更後は約320,000㎡となっております。

その変更によりまして、緑化率については57.14%だったものが60.3%になってございます。

次に、環境影響評価項目の見直しの結果でございます。

評価項目のうち、5項目（騒音・振動、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物）につきましては、予測・評価の見直しを行ったところ、生物・生態系を除く4項目につきましては、変更

後の予測結果がおおむね同程度で評価の結論は変わらないとしてございます。

生物・生態系につきましては、補足調査等、前回の評価書案が平成24年だったということもございまして、新たに追加調査をしております。新たに注目される種であるとか、猛禽類の営巣が確認されたことから、保全のための措置を講じることによって影響は少ないと考えると結論いたしまして、評価の結論は変わらないというようにしてございます。

猛禽類のところを若干説明をさせていただきます。

変更届の資料編の12ページをお開きください。資料編も合本されておまして、後半のほう、後ろからめくったほうが早いかなと思いますけれども、資-12と書いてあるところでございます。

資-12の下半分のところになりますけれども、猛禽類をいろいろ調査させていただいていますが、そのうちの特徴的なところでハヤブサについて説明させていただきます。

ハヤブサの確認状況ですけれども、平成23年、平成24年において成鳥などが確認されておりました。これは事業区域周辺を狩り場として利用しているというように当時評価してございます。

資料編の16ページをお開きください。ハヤブサの追加調査をしております。

実はハヤブサにつきましては、事業区域内において繁殖期にハヤブサが確認されたことから、その繁殖状況の把握を目的として実施してございます。

調査は、平成27年と平成28年の2か年において実施しました。

下記の表2.1-1に示すような時期に調査をしております。

資料編の20ページをお開きください。調査結果でございます。

真ん中ほどの繁殖状況でございますけれども、平成27年の繁殖状況は6月1日までに計4個体のひなが確認され、6月15日には4個体とも巣外に飛翔等が確認されております。

平成28年の調査は右側になりますけれども、5月16日に計2個体の巣内のひなが確認されておりまして、6月1日の調査においては2個体とも巣外にてとまり等の確認がされてございます。

説明は以上でございます。

事務局として配慮が足りなくて申し訳ないのですが、受理報告につきましては、調査計画書の受理、事後調査報告書の受理、変更届の受理につきましては、審議会で内容の報告をさせていただいております。続く着手届であるとか、完了届につきましては、実際に物がぺら一枚の届けだけなので、5ページの資料2を報告にかえさせていただきますので説明は変更届までになります。

申し訳ございませんけれども、このような形でよろしくお願いいたします。

○柳審議会会長 それでは、ただいまの変更届について、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、以上をもちまして受理関係についてはこれで終了したいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

どうぞ、齋藤委員。

○齋藤委員 1点確認をさせていただきたいのですけれども、豊海のとくに話をすればよかったのですが、風環境に関して、ガストファクターの数値の算出根拠と数値の妥当性を明らかにしてくださいという話があったのですが、これで評価書のほうには記載されることと思われるのですけれども、記載されるかどうか、それから記載された内容の確からしさというか、妥当性というか、そこはどのように今後検証されていくのでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 ガストファクターの数字によって、非常に大きく風環境影響評価のランク1、ランク4が変わるものですから、要は、ガストファクターの値をどういう根拠でやったか。なぜその数字を使ったかという裏づけというか、そういったものも記載をさせていただこうと考えています。

○齋藤委員 それは結局、妥当性を判断することが本当は重要ですね。そこはどのような手続があるのでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 今のところ、義江先生と協議をしながら、それについて調整中でございますので、それを反映したいと考えております。

○齋藤委員 分かりました。

計画書も評価書案もそうなのですけれども、設定の根拠というか、エビデンスが足りないところがすごく多くて、そういう指摘がいっぱい出てくるのだけれども、それがその後、どう反映されたのかということが明確ではないのですが、基本的にはそういう話があったときには、その先生のところに伺って、これで妥当なのかという判断を仰いでいるという理解でよろしいですか。

○真田アセスメント担当課長 これに関しては仰いでいます。

○齋藤委員 問題があるという場合はどうなるのですか。

○真田アセスメント担当課長 結果に問題があるということですか。

○齋藤委員 エビデンスが妥当ではないと。

時間が押しているときに言うのもなんですから、一番気になっているのは例えば調査地点の妥当性であるとか、そういったところの考え方みたいなところは、基本的に書かなくてもよさそうな、条例の中で言うと、そこまでのエビデンスを求めていないような感じなのですから、そこを議論しないと、結局そこでエビデンスを出してくださいと言っても、それがどう反映されたのか、出されたエビデンスが確かなのかどうかというところまで検証されていないように感じるのです。

個別の先生のところに行って検証しているということであればそれもいいのかもしれないけれども、このままの流れで行くと、何となくこれで終わってしまって、私たちの記憶からも失われていくのですけれども、できればエビデンスに関しては、こういうような検証をしていただいた結果、妥当性があることを確認されましたという報告をいただいてもいいかなというように思っています。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 そちらにつきましては、評価書も受理報告がございまして、知事意見をいただきました。その知事意見に対して、事業者はこういうようにして反映させていますということについては、こちらで報告をさせていただいていますし、そこでまた質疑をさせていただいて、内容について確認をさせていただくような形になっていまして、その反映状況については分かるようにしております。

○齋藤委員 そうですか。

○池田アセスメント担当課長 すみません。

○齋藤委員 それは大変失礼いたしました。私の理解不足かもしれないです。お時間いただいて、すみません。

○柳審議会会長 齋藤委員、よろしいでしょうか。

○齋藤委員 大丈夫です。

○柳審議会会長 手続的には評価書の段階でそれを記載される。その後に事後調査の計画書を出しますので、工事着工後、事後調査の中身については、評価書に書かれたものを検証できるという手続にはなっています。

ほかに何か、御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議を終わりにいたします。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後0時31分閉会)